

上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書
令和 年度（令和 年分相当分）

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

電 話 _____

○確定申告した(予定含む)上場株式等の所得		住民税の源泉徴収税額	
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税 15.315%（復興特別所得税分含む）と住民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものとなります（所得税 20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません）。
（注意）上記の表の住民税の源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

上記の確定申告した（予定含む）上場株式等の所得について、住民税では下記のとおりとします。

※申告する課税方式にチェックをつけてください。

- 上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得については、市民税・県民税では申告しません。
- 上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得については、市民税・県民税では下記のとおりとします。（例：確定申告で分離課税した配当所得を市民税・県民税では総合課税で申告）

		住民税の源泉徴収税額	
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

申告に必要な書類

- ①上場株式等の配当等に関する書類の写し※【注1】（上場株式等の配当等がある方のみ）
②上場株式等の譲渡所得等に関する書類の写し※【注2】（上場株式等の譲渡所得等がある方のみ）
③所得税の確定申告書の控えの写し（一式）

※【注1】上場株式等の配当等に関する書類とは、特定口座年間取引報告書、上場株式配当等の支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書などをいいます。

※【注2】上場株式等の譲渡所得等に関する書類とは、特定口座年間取引報告書、株式等に係る譲渡所得等の金額計算書などをいいます。

《留意事項》

◎市民税・県民税において申告不要制度を選択した上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用は受けられません。